

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年10月10日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名※	柳津町	職員数※（H19.4.1現在）	2
構成団体名	—		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	168.3	公営企業債現在高（百万円）	688
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	10
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.22
資金不足比率（%）		実質公債費比率※（%）	12.8
		経常収支比率※（%）	83.7

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 該当なし
〔合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	柳津町簡易水道事業特別会計経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	柳津町長 井関庄一
既存計画との関係	柳津町財政健全化計画
公表の方法等	柳津町ホームページに掲載
基 本 方 針	簡易水道事業会計の現状での経営課題を明らかにし課題に対する実効性のある施策を策定することで、将来においても安定した水供給を実施できる特別会計となることを目標とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

Ⅰ 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	36.5	12.7		49.2
	補償金免除額	9.1	4.1		13.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成21年度末残高)	年利６％以上７％未満 (平成20年度末残高)	年利７％以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	簡易水道事業債	36,545	12,742		49,287
合 計 (A)		36,545	12,742		49,287
一般会計 (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		36,545	12,742		49,287

【旧簡易生命保険資金】 該当無し

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成21年度末残高)	年利６％以上７％未満 (平成21年度末残高)	年利７％以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計 (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融庫資金】 該当無し

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成20年度9月期残高)	年利６％以上７％未満 (平成20年度9月期残高)	年利７％以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計 (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	柳津町簡易水道事業特別会計の特徴としては、水道施設整備を実施する際に給水人口1人当りの整備コストが割高になる傾向が強い。これは町内に小集落が点在する当町ではほぼ集落毎に1箇所の施設整備が必要とされてきた為（施設間の物理的統合は地形条件等により困難）である。さらに上記は財源の多くを公営企業債に依存しており平成18年度決算統計数値では歳出の33.77%を公営企業債元利償還金が占めている状況である。又、現在も未普及地域解消事業が実施されており今後老朽施設の更新事業も予想されることから平成35年度までは公債費支出額は横ばいとなる見通しである。又、財源としての使用料は未普及地域解消により給水区域は拡大していくが人口の減少が著しい為需要が減少傾向となる見込みである。さらに観光客（宿泊）も減少傾向にあり営業分野での使用水量も増加は見込めない状況である。
経 営 課 題	課 題 ① 使用料収入の減少に伴う自己財源の減少 人口・観光客が年々減少傾向となっている為、今後使用水量の減少が見込まれるが、当該事業のような小規模水道施設においては給水量の増減による維持管理コストの上下は少ない為、経費は変わらず収入だけ減少していく恐れがあり、滞納徴収強化等により財源を確保する必要がある。
	課 題 ② 老朽化施設の更新事業増大 当簡易水道事業では事業開始時期は大半が昭和中期から昭和後期となっており現在順次老朽施設の更新を計画・実施しているところであり、今後も継続的に実施されることになるがその財源としても借入金が重点となる為、企業債現在高増大が懸念される。
	課 題 ③ 事業経営の合理化 現在当会計では基金の取崩しにより財源を確保する場合もあり、いずれ自己財源による経営が立ち行かなくなる恐れがある。そこで職員数の見直し（現在2名営業費用対比で職員給与が19%を占めているが、今後事務補助員の雇用等により低コスト化を検討）を実施し、使用料金も見直しを検討する必要がある。
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

III 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	109.5	97.7	97.2	89.3	77.7	77.3	76.2	75.7	75.2	73.6
		(1) 営 業 収 益 (B)	60.8	58.2	63.5	62.4	61.2	61.1	61.7	61.3	61.1	59.9
		ア 料 金 収 入	60.1	56.4	62.5	61.0	59.6	60.3	60.0	59.7	59.4	59.1
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他	0.7	1.8	1.0	1.4	1.6	0.8	1.7	1.6	1.7	0.8
		(2) 営 業 外 収 益	48.7	39.5	33.7	26.9	16.5	16.2	14.5	14.4	14.1	13.7
		ア 他 会 計 繰 入 金	11.9	12.5	9.0	10.3	12.9	13.3	14.0	13.9	13.6	13.2
		イ そ の 他	36.8	27.0	24.7	16.6	3.6	2.9	0.5	0.5	0.5	0.5
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	90.3	58.8	78.6	74.8	57.0	60.8	52.3	52.5	51.8	51.0
		(1) 営 業 費 用	17.2	19.3	42.0	37.3	36.3	36.0	31.9	32.2	32.2	32.2
		ア 職 員 給 与 費	3.9	4.1	4.3	9.8	10.9	10.8	4.4	4.4	4.4	4.4
		ウ ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	13.2	15.3	37.7	27.5	25.4	25.2	27.5	27.8	27.8	27.8
		(2) 営 業 外 費 用	73.1	39.4	36.6	37.5	20.7	24.8	20.4	20.3	19.6	18.8
		ア 支 払 利 息	23.9	22.8	21.7	20.7	20.2	21.9	19.9	19.8	19.1	18.3
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息										
		イ そ の 他	49.2	16.6	14.9	16.8	0.5	2.9	0.5	0.5	0.5	0.5
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		19.2	38.9	18.6	14.5	20.7	9.5	23.9	23.2	23.4	22.6
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	80.2	40.2	46.1	98.2	91.0	264.1	116.9	60.9	48.3	18.0
		(1) 地 方 債	30.7	6.5	17.9	43.6	52.6	157.1	44.5	16.4	10.5	
		(2) 他 会 計 補 助 金	22.9	20.8	28.2	33.3	20.7	30.0	17.3	20.1	19.3	18.0
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国（都道府県）補助金	26.5	12.9		21.3	17.7	77.0	55.1	24.4	18.5	
		(6) 工 事 負 担 金										
		(7) そ の 他										
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	105.0	80.3	62.4	115.5	109.7	280.7	134.6	77.7	65.6	36.0
		(1) 建 設 改 良 費	70.9	46.7	26.0	80.5	73.6	197.4	100.0	40.9	29.0	
		ウ ち 職 員 給 与 費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	34.1	33.6	36.4	35.0	36.1	83.3	34.6	36.8	36.6	36.0
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
		(5) そ の 他										
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		▲ 24.8	▲ 40.1	▲ 16.3	▲ 17.3	▲ 18.7	▲ 16.6	▲ 17.7	▲ 16.8	▲ 17.3	▲ 18.0

[illegible]

(2) 他会計繰入金

(单位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	(%)	61	54	55	63	62	62	61	61	60	59
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	88	106	85	81	83	54	88	85	85	85
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11	13	9	12	17	17	18	18	18
	うち基準内繰入金	(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	29	52	61	34	23	11	15	33	40
	うち基準内繰入金	(%)	100	100	26	57	88	75	100	100	100
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	74	43	12	25	0	0	0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円／m³)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円／m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水区域内人口・観光客数の減少により料金収入は減少傾向となる見込みであるが未収金徴収強化により徴収率の向上を図り減少を軽微に抑えることで計画期間内での使用料見直し(値上げ)は考慮していない。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計も今後財政状況は厳しくなる一方であり特別会計独立採算の観点からも基準外繰入金は極力減少させる方針であるが、計画期間後半に地方債元金償還のピークが到来する為、年度により繰入金の額に増減がある。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資・資産売却は計画期間中予定していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員配置を現在の2名から職員1名事務補助員(臨時雇用職員)1名とすることにより職員給与費を抑制している。又、建設改良事業のピークを越えた平成23年度以降は職員1名のみの費用を計上する。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題③に対する施策として現在職員2名により会計運営している状態を職員1名と事務補助員(臨時雇用職員)1名の体制と改めることにより課題①の減収見込み額に相当する額のコスト削減が図られる。 ※平成18年度決算ベースの比較では職員給与費は10,862千円/年であるが、施策実施により6,148千円/年となる。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	県の人事院勧告に準拠し、平成18年度より地域給導入済。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	支給率については国の基準に同じ。 定年前早期勧奨による退職については、定年前1年2%~10年前20%の特例措置。
◇ 福利厚生事業のあり方	平成19年度より職員互助会への補助金廃止(平成18年度実績1,150千円)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組	課題③に対する施策として現在職員2名により会計運営している状態を職員1名と事務補助員(臨時雇用職員)1名の体制と改めることにより課題①の減収見込み額に相当する額のコスト削減が図られる。 ※平成18年度決算ベースの比較では職員給与費は10,862千円/年であるが、施策実施により6,148千円/年となる。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題①に対する施策として維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組で掲載した施策を実施することにより、使用料金の減収に見合うコスト縮減を行うことで当面の間使用料金見直し（値上げ）を抑制して事業の経営をしていくことが可能となる。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	
○ 行政評価の導入	課題②に対する施策として現在水を供給している施設の老朽化に伴う更新は受益者が存在する限り発生するものであるが、その他施設新設事業等を実施する場合又は老朽施設が複数存在する場合に実施の妥当性・緊急性を検討し優先順位を設ける基準の策定により施設改良を計画していくことで短期的な建設改良事業費の極端な増大を抑制することが出来る。尚、町全体としての動向は、第14回町行財政改革推進委員会（平成19年9月28日）において、平成19年度にてモデル事業の選定と評価基準の設定をし、平成20年度から試行的導入をする。平成21年度から本格導入し外部評価制度も検討することとなっております。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 使用料収入の減少に伴う自己財源の減少	現在職員2名により会計運営している状態を職員1名と事務補助員（臨時雇用職員）1名の体制と改めることにより、使用料金の減収に見合うコスト縮減を行うことで当面の間使用料金見直し（値上げ）を抑制して事業の経営をしていくことが可能となる。（課題③に対応）
2 老朽化施設の更新事業増大	現在水を供給している施設の老朽化に伴う更新は受益者が存在する限り発生するものであるが、その他施設新設事業等を実施する場合又は老朽施設が複数存在する場合に実施の妥当性・緊急性を検討し優先順位を設け施設改良を計画していくことで短期的な建設改良事業費の極端な増大を抑制する。（課題①・②・③に対応）
3 事業経営の合理化	課題①に対する取組みを実施することにより職員給与等営業費用（コスト）を縮減し事業経営の合理化を図る。（課題②に対応）
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策	1.3	1.4	2.4	1.5	1.3		1.5	1.8	2.1	2.1	2.3	
	改善額							0.2	0.5	0.8	0.8	1.0	3.3
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	3.9	4.1	4.3	9.8	10.9		10.8	4.4	4.4	4.4	4.4	
	改善額							0.1	6.5	6.5	6.5	6.5	26.1
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	1	1	2	2	2		2	1	1	1	1	
	増減数(人)	0	0	1	0	0	1	0	▲1	▲1	▲1	▲1	▲4
	維持管理費等	13.3	15.3	37.7	27.5	25.4		25.4	27.5	27.8	27.8	27.8	
	改善額(適正化)							0.0	▲2.1	▲2.4	▲2.4	▲2.4	▲9.3
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	709	681.9	663.3	671.9	688.4		762.2	772.1	751.6	725.5	689.4	
	増減	▲3.4	▲27.1	▲18.6	8.6	16.5		73.8	9.9	▲20.5	▲26.1	▲36.1	
	計画前5年間改善額 合計						0.0						
	改善額 合計												20.1
	(参考) 補償金免除額												13.2

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	3,903	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5
年間総有収水量(千㎡)	343,290	321	346	342	334	332	329	325	322	319
公称施設能力(㎡/日)	3,482	3.4	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
1日最大配水量(㎡/日)	1,443	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
最大稼働率(%)	41	41	41	38	38	37	37	37	37	34
供給単価(円/㎡)	175.18	175.37	180.13	180.66	177.91	177.73	177.55	177.38	177.20	177.02
給水原価(円/㎡)	362.43	287.16	331.73	325.32	278.32	278.04	277.76	277.49	277.21	276.93

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

統合計画を平成19年内に作成・提出の予定であるが、方向性は町内水道施設の物理的統合にはメリットが無い為、経営の統合のみを行い併せて減少している人口等による計画給水人口・水量の見直しを行う予定である。